

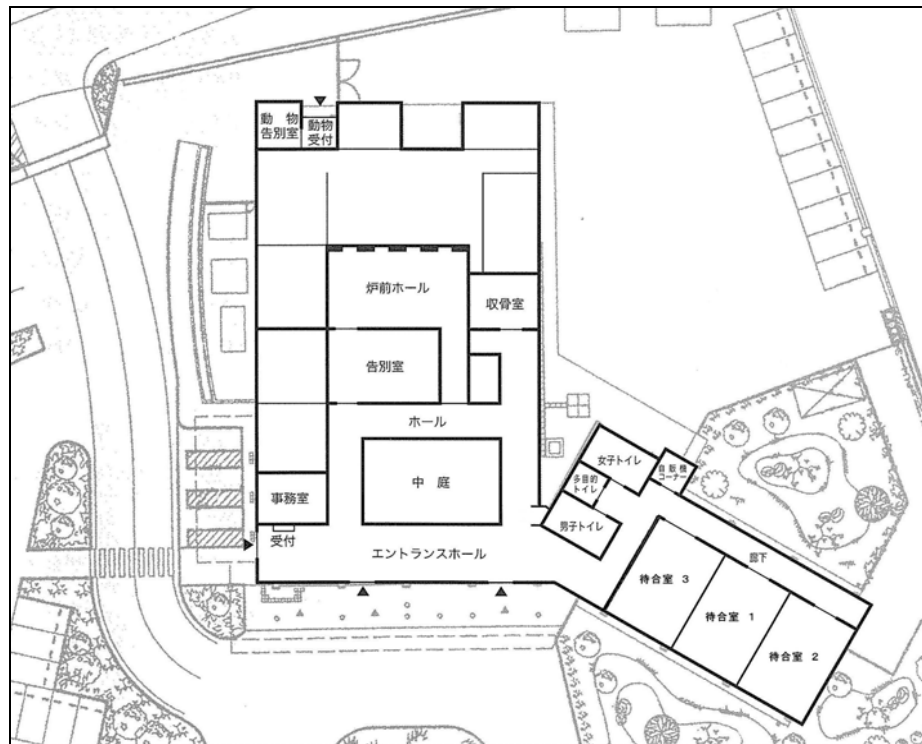
## 死亡動物(ペット)の火葬

- 1 えな斎苑でのみ受け付けます。(市役所、振興事務所では受付しておりません)  
受付時間は、午前9時から午後4時までです。
- 2 運転免許証、健康保険証など申請者の住所が確認できる書類、使用料を持参して下さい。
- 3 **死亡動物の収骨は、できません。**
- 4 火葬できる死亡動物は、縦2.0m、横0.6m、高さ0.5mの直方体に収まるもので、梱包重量が90kg未満です。  
ダンボール箱などに梱包してお持ち下さい。
- 5 金属のついている首輪など燃えにくいものは入れないで下さい。
- 6 死亡動物の確認をさせていただきます。

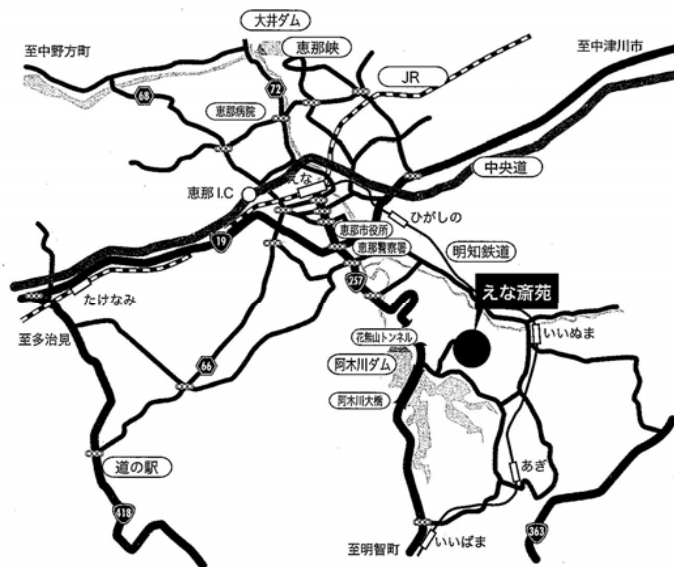
## 死亡動物の火葬に関するお問い合わせ・使用申込

えな斎苑 電話0573-20-2202

### 施設配置図



### 案内図



恵那市火葬場

えな斎苑

〒509-7202

岐阜県恵那市東野 2201 番地 158

電話 0573-20-2202

恵那市火葬場  
えな斎苑

使用案内



恵那市

**使 用 手 続 き**

**1 使用手順は次のとおりです**

- ① 予 約 …………… 市役所市民課で電話での「仮予約」ができます。ただし、休日・夜間は市役所宿日直で対応します。(深夜帯午前0時～朝6時はご遠慮願います)
- ② 火葬場使用申請 … 死亡届と火葬場使用許可申請書を市役所市民課又は振興事務所の住民窓口に提出して下さい。なお、同時に使用料を納めて下さい。  
**【申請に必要なもの】**  
 ア. 遺体又は死胎児 … 死亡届、死体火葬許可証(市外居住者の場合) 印鑑、使用料  
 イ. 改 装 による骨 … 改葬許可証、印鑑、使用料  
 ウ. 身 体 の 一 部 … 医師の診断書、印鑑、使用料  
 エ. 産 じょく汚 物 … 病院の住所が確認できるもの、印鑑、使用料
- ③ 待合室使用申請 … 待合室を使用される場合は②の窓口に待合室使用許可申請書を提出して下さい。  
 なお、同時に使用料を納めて下さい。
- ④ 死体火葬許可証 … 死亡届を提出した後、上記②の窓口で交付を受けて下さい。  
**(火葬場使用許可証)**
- ⑤ 待合室使用許可証 … 死体火葬許可証の交付と同時に交付します。
- ⑥ 使 用 当 日 … 交付された死体火葬許可証(火葬場使用許可証)、待合室使用許可証を持参し、えな斎苑職員に提出して下さい。許可証の提出がないと施設の使用ができません。

**2 霊安室**の使用は、市役所市民課又は振興事務所の住民窓口で手続きをして下さい。

**使 用 時 間**

※火葬炉使用時間厳守で、えな斎苑に到着するようにお願いいたします。

区 分		使 用 時 間
火 葬 場	火 葬 炉	午前8時30分から午後2時30分まで 40分間隔 10件/日 8:30 9:10 9:50 10:30 11:10 11:50 12:30 13:10 13:50 14:30
	動 物 炉	午前9時から午後4時まで(受付時間)
待 合 室		午前8時30分から午後4時30分まで(2時間以内)
霊 安 室		午前8時30分から午後4時30分まで(受入又は受出時間)

**納 棺 時 の ご 注 意**

※故人の遺品は、棺に入れるのではなく、ご家族の思い出の品として、大切に保管ください。

**1 棺の中に次のものを入れますと、火葬時間が長くなるとともに大変危険ですので固くお断りします。**

影 響	お断りしている品目
火葬炉設備破損の原因となるもの	爆発物(缶飲料,スプレー缶,ライター等)、ガラス製品(ビン、食器、眼鏡等)、金属製品(携帯電話、CD等)、カーボン製品(杖,ゴルフクラブ等)
大気汚染の発生源となるもの	ビニール製品(カバン,靴,玩具等)、化学合成繊維製品(衣類,寝具等)、プラスチック製品
不完全燃焼(臭気)の原因となるもの	果物類、書籍、繊維製品(大きなぬいぐるみ等)、ドライアイス(最小限でお願いします)

- 2** ペースメーカーが入っている場合は、えな斎苑職員に伝えて下さい。ペースメーカーは、火葬中突然爆発し、遺体の損傷・火葬炉の損傷・職員のけがを引き起こします。事前に摘出できない場合には、その旨お知らせ下さい。
- 3** 棺の中への添花は最小限にして下さい。

**火 葬 場 へ 必 ず 持 っ て 行 く 物**

- 1 火葬許可証(火葬場使用許可証)**
- 2** 待合室の使用がある場合は、**火葬場(待合室・霊安室)使用許可証**
- 3** 収骨用の**骨壺**
- 4** **ごみ袋**(持ち込まれた飲食物及び生じたごみは全て持ち帰っていただきます。)
- ※ **当施設は公営によるものですので、職員に対する心付け等については一切お断りいたします。**

**ご使用の際のご注意とお願い**

- 1 告別室には、電気ろうそく1対、花瓶1対、盛台1対、写真立て、位牌台が用意してあります。
- 2 告別室にて、ろうそく、線香などをご使用になる場合は用意して下さい。
- 3 待合室は、有料です。火葬場での使用申請はできませんので、火葬の申請時に手続きをして下さい。
- 4 **待合室は、定員30名です。**椅子、湯飲み茶碗は定員分しかありませんのでご注意ください。
- 5 待合室は、給湯の設備はありますが、茶葉等は準備してありません。また、湯飲み茶碗等使用後は洗って元の場所に戻して下さい。
- 6 持ち込まれた飲食物及び生じたごみは、すべて持ち帰っていただきますので、ごみ袋を用意して下さい。
- 7 缶コーヒーやお茶、ジュース類の自動販売機があります。
- 8 館内へのアルコール類の持込は禁止です。喫煙は指定場所にてお願いします。
- 9 貴重品は、各自責任を持って管理して下さい。
- 10 車イスの用意がしてあります。使用希望者は職員にお申し出下さい。
- 11 駐車場は普通車39台、車イス用3台、バス3台のスペースがありますが、なるべく乗り合わせてお越し下さい。
- 12 駐車場は調整池のため、豪雨時浸水の恐れがありますのでご注意ください。
- 13 防犯のためテレビカメラを設置しています。
- 14 えな斎苑内では必ず職員の指示に従い、不明な点はお尋ね下さい。

**施 設 使 用 料 金**

区 分	単 位	金 額		
		市内居住者	市外居住者	
火 葬 炉	遺体	1体につき	5,000円	40,000円
	死胎児	1体につき	2,000円	16,000円
	改葬による骨	1件につき	2,000円	取り扱いなし
	身体の一部	1件につき	1,000円	4,000円
	産じょく汚物	1件につき	1,000円	4,000円
	死亡動物	1頭につき	10kgまで 10kgを超え5kg増すごとの加算額	3,000円 1,000円
霊 安 室	1体につき	24時間まで	5,220円	10,440円
		24時間ごとの加算額	5,220円	10,440円
待 合 室	1室につき	2時間まで	2,610円	5,220円

**お 問 い 合 せ ・ 使 用 申 込**

恵那市役所 電話0573-26-2111(市民課)又は、振興事務所窓口まで